

日野町建設工事請負契約約款新旧対照表

現行	改正案
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 前項第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>4 受注者が第1項2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第29条の2第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(前金払および中間前金払)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前金払および中間前金払の請求については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 受注者は、保証事業会社と契約書の工事完了の時期を保証期限とし、<u>同条第5項</u>に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、発注者に対してその保証証書を寄託し、請負代金額の10</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)</u>であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、<u>発注者が認めた措置を講ずることができる。</u>この場合において、受注者は、<u>当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 第1項第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額(第7項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>5 受注者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は<u>第40条の2第3項各号</u>に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(前金払および中間前金払)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前金払および中間前金払の請求については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 受注者は、保証事業会社と契約書の工事完了の時期を保証期限とし、<u>公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項</u>に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、発注者に対して</p>

分の4に相当する額以内の額を前払金として発注者に請求することができる。

(2) 発注者は、前号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に前払金を支払わなければならない。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 第1号の前払金および第3号の中間前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えてはならない。

(6) 債務負担行為に基づき、各会計年度において前払金および中間前払金を支払う場合における第1号および第3号の規定の適用については、第1号および第3号中「請負代金額」とあるのは、「請負代金額の支払年度区分額」と読み替えるものとする。

(7) 工事内容の変更その他の理由により請負代金額の10分の3以上を増額した場合において、受注者は、その増額後の請負代金額の前払金支払可能限度額(第3号の規定により中間前払金の支払を受けているときは、前払金支払可能限度額と中間前払金支払可能限度額の合計額。次号において同じ。)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次号、次条および第37条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この項において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2号の規定を準用する。

(8) (略)

(9) (略)

その保証証書を寄託し、請負代金額の10分の4に相当する額以内の額を前払金として発注者に請求することができる。

(2) 受注者は、前号の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業者が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(3) 発注者は、第1号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に前払金を支払わなければならない。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 第1号の前払金および第4号の中間前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えてはならない。

(7) 債務負担行為に基づき、各会計年度において前払金および中間前払金を支払う場合における第1号および第4号の規定の適用については、第1号および第4号中「請負代金額」とあるのは、「請負代金額の支払年度区分額」と読み替えるものとする。

(8) 工事内容の変更その他の理由により請負代金額の10分の3以上を増額した場合において、受注者は、その増額後の請負代金額の前払金支払可能限度額(第4号の規定により中間前払金の支払を受けているときは、前払金支払可能限度額と中間前払金支払可能限度額の合計額。次号において同じ。)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次号、次条および第37条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この項において同じ。)の支払を請求することができる。

(9) (略)

(10) (略)

(10) 第2号の規定は、第3号または第7号の規定による請求があった場合について準用する。

3 (略)

(保証契約の変更)

第30条 受注者は、前条第2項第7号の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第2項第8号の規定により請負代金額を減額した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。

(発注者の催告によらない解除権)

第35条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(10) (略)

(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

(11) 第3号の規定は、第4号または第8号の規定による請求があった場合について準用する。

3 (略)

(保証契約の変更)

第30条 受注者は、前条第2項第8号の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第2項第9号の規定により請負代金額を減額した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項または前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第35条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(10) (略)

(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同

イ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

じ。)が、暴力団または暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。